

広島県縮景園設置及び管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和四年三月二十二日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県条例第十三号

広島県縮景園設置及び管理条例の一部を改正する条例

広島県縮景園設置及び管理条例（昭和三十九年広島県条例第三十六号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(入園料の減免) 第十二条 (略) 一―八 (略) 九 (略) イ 十八歳以上の引率者(当該引率者が高等学校の生徒又はこれに準ずる者である場合を除く。)が同伴して入園する場合 ローニ (略) 十 (略)</p>	<p>(入園料の減免) 第十二条 (略) 一―八 (略) 九 (略) イ 二十歳以上の引率者が同伴して入園する場合 ローニ (略) 十 (略)</p>

附 則

この条例は、令和四年四月一日から施行する。